

令和4年度

教職課程自己点検結果報告書

茨城大学

令和5年11月

1 茨城大学における認定課程

学士課程

学部	学科	中1種	高1種	その他
人文社会科学部	現代社会学科	社会	公民	
	法律経済学科	社会	公民	
	人間文化学科	国語	国語	
		社会	地理歴史 公民	
		英語	英語	
教育学部	学校教育教員養成課程	国語	国語 書道	幼稚園1種 小学校1種 特支1種 (知・肢・病)
		社会	地理歴史 公民	
		数学	数学	
		理科	理科	
		音楽	音楽	
		美術	美術	
		保健体育	保健体育	
		技術		
		家庭	家庭	
		英語	英語	
		—	工業	
		—	情報	
	養護教諭養成課程	保健	保健	養教1種
理学部	理学科	数学	数学	
		理科	理科	
		—	情報	
工学部	機械システム工学科 昼間コース	—	工業	
	機械システム工学科 夜間主コース	—	工業	
	電気電子システム工学科	—	工業	
	物質科学工学科	—	工業	
	情報工学科	—	工業	
	都市システム工学科	—	工業	
農学部	食生命科学科	—	理科	
		—	農業	
	地域総合農学科	—	理科	
		—	農業	

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程

研究科	専攻	中専	高専	その他
人文社会科学研 究科	人文科学専攻	国語	国語	
		社会	地理歴史 公民	
		英語	英語	

	社会科学専攻	社会	公民	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	国語	国語 書道	幼稚園専修 小学校専修 特支専修 (知・肢・病) 養教専修
		社会	地理歴史 公民	
		数学	数学	
		理科	理科	
		音楽	音楽	
		美術	美術 工芸	
		保健体育	保健体育	
		保健	保健	
		技術		
		家庭	家庭	
		職業指導	職業指導	
		英語	英語	
		—	工業	
		—	情報	
理工学研究科	量子線科学専攻	理科	理科	
	理学専攻	数学	数学	
		理科	理科	
		—	情報	
	機械システム工学専攻	—	工業	
	電気電子システム工学専攻	—	工業	
	情報工学専攻	—	工業	
都市システム工学専攻	—	工業		
農学研究科	農学専攻	—	農業	

専攻科

専攻科	専攻	免許状種類
特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻	特支1種(知・肢・病)

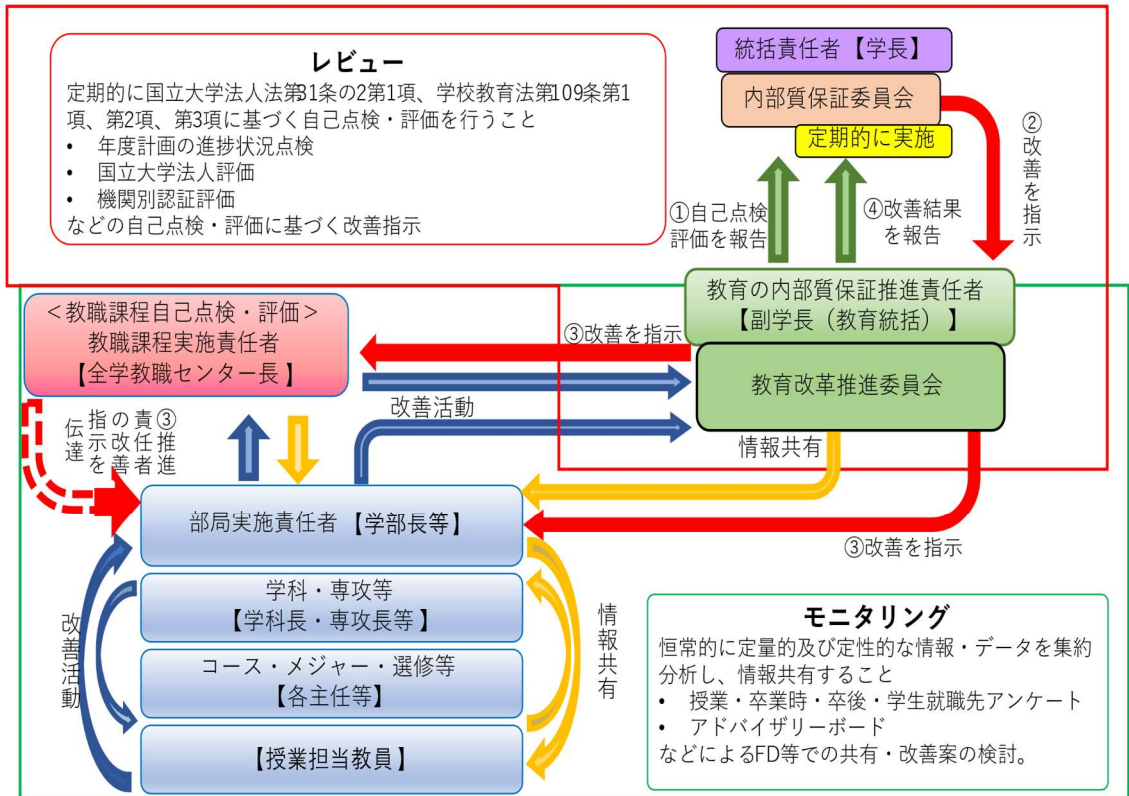
2 茨城大学における教職課程の内部質保証

①体制

教職課程の内部質保証は、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく点検・評価活動である。

しかしながら、本学においては、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」において「大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。」と示されており、また学校教育法109条に基づく教育の自己点検・評価の取り組みの一つである「教育の内部質保証」と共通性の高い項目もあるため、「教育の内部質保証」の一環として、授業担当教員～全学の各階層において行う点検評価活動の内、教職課程に関しては全学教職センターが関与する以下の体制

により実施している。



②点検・評価項目

点検・評価項目	実施組織			点検時期
	全学 (教育改革推進委員会・全学 教職センター運営委員会)	学部・研究科 (学科・専攻)	授業担当教員	
教育理念・学修目標	○	◎		機関別認証評価受審 前年度又は教職課程 認定申請時
授業科目・教育課程の編成実施				
授業科目に関すること	○	○	◎	毎年度1回以上
教育課程・教職課程に関すること	○	◎	○(シラ バス入 力)	機関別認証評価受審 前年度又は教職課程 認定申請時
学修成果の把握・可視化				
成績評価に関すること	◎			毎年度1回以上

教員免許状取得者数・教員就職者数等、教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報に関すること	◎			毎年度1回以上
教職実践演習に向けた「履修カルテ」の活用に関すること	◎			機関別認証評価受審前年度
教職員組織				
専任教員の配置・研究業績に関すること	○	◎		毎年度1回以上
事務組織・FD/SDの実施に関すること	◎			機関別認証評価受審前年度
情報公表				
教育職員免許法施行規則に定める情報の公表に関すること・学修成果に関する情報公表に関すること	◎			毎年度1回以上
教職課程自己点検・評価の情報公表に関すること	◎			機関別認証評価受審前年度
教職指導（学生の受け入れ・学生支援）				
教職課程履修学生確保のための情報提供に関すること	◎			毎年度1回以上
教職課程履修学生の受け入れ、指導に関すること	○	◎		機関別認証評価受審前年度
教職キャリア支援に関すること	◎			
関係機関等との連携	◎			機関別認証評価受審前年度

○：点検・評価を実施する組織 ◎：当該項目について、主として点検・評価を開始する組織

3 自己点検・評価結果

令和4年度は上表の点検時期「毎年1回以上」の項目について自己点検・評価を実施した。各項目の点検・評価結果は以下のとおりである。

【授業科目・教育課程の編成実施】

●点検項目①

個々の授業科目の到達目標が、法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られていること。

<点検手順>

- 教職課程に該当する授業科目について、各教員が担当授業科目のシラバス等に基づき、教育職員免許法施行規則上の区分を確認するとともに、当該授業科目の内容が学習指導要領（該当する学校種すべて）に掲げる指導事項に関連するものであることを点検した。
- 教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法並びに中高「外国語（英語）」の教科に関する専門的事項（以下、本報告書においては「教職専門科目」という）については、各授業担当教員が担当授業科目のシラバス等に基づき、当該授業科目の内容が教職課程コアカリキュラムに対応しているものであることを点検した。

- 点検結果については、授業担当教員から学部・研究科単位における点検を経て、全学教職センターが点検・評価し、それらの結果を教育改革推進委員会において確認した。

<点検結果>

- 授業担当教員～全学のすべての階層において点検が行われた。
- 各授業科目において、担当教員による教育職員免許法施行規則上の区分の確認及び授業科目の内容が学習指導要領に掲げる指導事項と関連していることが確認された。
- 教職専門科目については、当該授業科目の内容と教職課程コアカリキュラムの対応状況について点検が行われ、適切に対応されていることが確認された。
- しかしながら、全学的には以下の2点について課題認識され、今後改善を図る。
 - ① 平成 26 年度に策定した教員養成の目標について、目標としては具体性に乏しい点が課題であることから、茨城県の教員育成指標が改訂されたことを踏まえて、見直しを検討する必要がある。
 - ② 学部等からの報告により、各教員による担当授業科目の学習指導要領対応、教職専門科目のコアカリキュラム対応がマニュアルに沿って点検されたことを確認したが、特に学習指導要領対応については、次年度授業科目をデザインする際に活用するシラバスガイドに盛り込み、シラバス作成段階で点検できるよう効率化を検討する。

●点検項目②

授業科目の到達目標に応じ、アクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われていること。

<点検手順>

- 部局実施責任者（全学教職センター長を含む）は、教学システム・IR室から提供される当該年度のシラバスにおける「情報端末の活用」「アクティブ・ラーニング型科目」の開講状況データに基づき点検する。
- 点検結果については、学部・研究科単位における点検に基づき全学教職センターが点検・評価し、それらの結果を教育改革推進委員会において確認した。

<点検結果>

- 学部・研究科～全学のすべての階層において点検が行われた。
- 教職専門科目の授業アンケートにおいて「学生の興味・関心を高めて授業への積極的な参加や自発的な学修を促す工夫がされていたか」「授業の内容を理解できたか」「授業に全体として満足したか」を5段階評価で問うアンケート項目では、いずれの項目も上位2項目の回答割合が90%を超え、高い水準となっている。しかしながら、アンケートの回収率が科目によって大きく差があったため、アンケートの実施について教員及び学生への周知を徹底する必要がある。
- 教育課程全体でアクティブ・ラーニング要素を取り入れた授業科目は、学士課程は約77%、大学院の課程（修士・博士前期・専門職）は約100%、情報端末を活用した授業科目は、学士課程は約86%、大学院の課程（修士・博士前期・専門職）は約80%であり、教職課程に限らず、カリキュラム全体で積極的な導入が図られている。

●点検項目③

教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）が、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われていること。

<点検手順>

- 教育学部長及び全学教職センター長は、以下について点検する。
 - (ア) 教育実習（事前事後指導含む）の計画及び実施にあたり、「教育実習の手引き」を活用した指導がなされ、適切に実施されていること。
 - (イ) 実習受入校と適切な連携が図られていること。
 - (ウ) 実習の成績評価については大学の授業科目として、評価基準に沿った評価がされていること。
- 教職実践演習については、授業担当教員はシラバスに基づき「教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日 課程認定委員会決定）」を踏まえた内容となっていることを点検する。（→シラバスチェック）

<点検結果>

- 教育実習について学部・研究科～全学のすべての階層、教職実践演習について授業担当教員～全学のすべての階層において点検が行われた。
- 開放制学部における教育実習事前指導は、3年次第4クォーターから本格的に実施し、教育実習の目標・内容、教育実習にあたっての基本的な留意事項、教育実習を通して学ぶべきこと、磨いていくべき教師としての資質などについて、大学教員（教育現場経験者）による講義や演習等を通して指導しているほか、実習教科ごとに現職教員等を招き、教科指導に関わる基本的な事項の確認と、現場における授業づくりに関する指導（模擬指導案作成・模擬授業の実施など）を行っている。同じく事後指導については、実習の成果を各自でふりかえるとともに、その内容を下学年（次年度の教育実習実施予定学生）に伝え、ともに話し合うことで学びを深めていく機会としている。
- 「茨城大学教育学部教育実習運営協議会」を定期的で開催しており、教育実習の実施状況を報告するとともに、協力校実習に関するアンケート結果や事後指導レポート等の内容を踏まえ意見交換を行った。また、協力校実習にあっては、学部の実習連絡担当教員が実習期間中に学校を訪問し、実習生の状況確認や受入校の担当教諭等との連携・調整に努めており、実習校任せではなく積極的に関与していることを確認した。

【学習成果の把握・可視化】

●点検項目①

教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報が適切に設定されていること及びその達成度。

<点検手順>

- 全学教職センター長は、免許状取得状況及び教員採用状況並びに茨城県教採合格者の配置学校に対する「茨城県公立の小学校等の校長及び教員資質の向上に関する指標」の「採用時の姿」に掲げる指標の達成度調査に基づく達成度を点検する。

<点検結果>

- 開放制学部の教員免許取得者数及び教員就職状況は、平成 28 年度をピークに減少傾向（免許取得状況：H28 年 132 名⇒R4 年 61 名，教員就職者数：H28 年 31 名⇒R4 年 12 名）となっている。教員免許の取得要件を満たしながら，進路変更等により教員免許を取得していない学生も一定数いることが見込まれることから，学校現場の体験機会の提供など，学生が教職に魅力を感じられるような取り組みが必要と考えられる。教育学部の教員就職者数は，H30 年度をピークに減少していたが，R3 年度卒～R4 年度卒は改善しつつある。
- 新卒教諭等の配置学校に対して，本学及び他大学等出身者が茨城県の掲げる教員育成指標の要素をどの程度できているかの4段階評価のアンケートを実施。上位2項目の割合を集計したところ，全項目の平均値で本学は 89.1%，他大学等出身者が 81.2%となっており，他大学と比べても高い水準で評価されている。

【教職員組織】

●点検項目①

教員の配置について，教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足していること。

<点検手順>

- 部局実施責任者（全学教職センター長を含む）は，（次年度カリキュラム編成時に）認定を受けている校種・教科ごとの教職課程認定基準に定める専任教員数充足状況を点検する。
- 点検結果については，学部・研究科単位における点検に基づき全学教職センターが点検・評価し，それらの結果を教育改革推進委員会において確認した。

<点検結果>

- 課程認定基準に基づき，各学部と全学教職センターにおいて二重の点検を行っており，全ての課程で教職専任教員の必要数を充足している。
- 一部の教職課程において，必要な教職専任教員数の維持が困難となる可能性がある。今後も維持していくためには，科目の共用化やみなし専任教員の活用等をより一層進めていく必要がある。

●点検項目②

担当授業科目に関する研究実績の状況，担当教員の学校現場等での実務経験の状況を把握していること。

<点検手順>

- 部局実施責任者（全学教職センター長を含む）は以下について点検する。
 - (ア) 各教員が担当する教職課程科目に関連する直近 10 年以内の研究業績（活字化・公刊されたものに限る）の状況。
 - (イ) 当該学科等教員の学校現場等での活動状況（学校現場との共同研究，学校現場における出前授業の実施，教育委員会等における講演等）
- 点検結果については，学部・研究科単位における点検に基づき全学教職センターが点検・評価し，それらの結果を教育改革推進委員会において確認した。

<点検結果>

- 各学部等の報告により、教員が担当する教職課程科目に関連する直近 10 年以内の研究業績（活字化・公刊されたものに限る）の点検が行われていることを確認した。

【情報公表】

●点検項目①

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報が学外者にもわかりやすく公表されていること。

<点検手順>

- 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 各号に定める情報公表が適切に更新され、大学ホームページ等により公表していることを点検する。

<点検結果>

- 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 各号において定める情報を適切に公表しているものの、令和 4 年度分の更新が遅れていたため今後は更新時期の改善が必要。

●点検項目②

学修成果に関する情報公表について、大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できていること。

<点検手順>

- 全学教職センター長は、大学ホームページ等において、学修成果をエビデンスとともに公表していることについて点検する。

<点検結果>

- 学修成果については学校教育法に基づく「教育の内部質保証」の取り組みとして、ディプロマ・ポリシーの達成状況等を公表している。また、教職課程については教育職員免許状の取得状況等の情報について公表している。
- 卒業時アンケートの中で教職課程内部質保証に係るアンケートの実施を新たに開始した。アンケートの中では、教職課程履修に当たって苦勞した点や改善すべき点、教職課程の履修を取りやめた理由等も聴取している。取りやめた理由の中には、開放制学部生向けの教職に関する情報の不足や教職に魅力を感じなかったといった意見もあり、開放制学部向けの教職履修のサポートや教職に関心を持ってもらえるような取組を拡充していく必要がある。

【教職指導（学生の受け入れ・学生支援）】

●点検項目

教職課程を履修する学生の確保に向けた取組として、教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができていること。

<点検手順>

- 全学教職センター長は、入学時の教職ガイダンス実施状況及び教育委員会等で実施する教師確保のイベント情報の提供の状況について点検する。

<点検結果>

- 開放制学部においては、入学直後のガイダンスの中に「教員免許状取得のための履修等に関するガイダンス」を設け、免許取得希望者（検討中を含む）に対して、教職課程における授業科目や単位修得の方法、また教育実習や介護等体験等の主な予定等について説明を行った。（アンケート回答者数 207 名）また、個別相談会も設定し、各個人の要望に応じて個別相談・履修指導を行った。
- 令和5年度入学者向けに教職課程に係るセルフラーニングコンテンツ（開放制学部向け）を作成した。令和5年度の教職オリエンテーション参加学生に対するアンケート（回答者数 159 名）では、79.9%の学生が「掲載された内容を全て読んだ」、「興味のある項目のみ読んだ」と回答しており、教職課程に関する情報を十分に発信することができた。その一方で、セルフラーニングコンテンツ内に設けたアンケートでは、回答数が 19 件しか回答がされておらず、今後の改善のためにもより多くの学生からの意見を集める施策が必要である。
- 就職進路相談室を運営し、専門の講師を通年で3名、夏季の採用試験直前期には5名雇用し、学生の進路相談や採用試験対策を行っている。令和4年度は、209名の学生に対し、延べ2645回の相談を行っており、相談に来た学生の教員採用試験合格率は67.1%となっており、相談を行っていない学生の合格率（61.8%）を上回っている。しかし、養護教諭の採用試験を受けた学生に限ると、茨城県の採用人数減の影響もあり、合格率が9.1%（受験者数44名、うち40名が相談室利用者）となっており、合格率改善に向けた取組が必要である。（養護教諭受験者を除いた合格率は、未利用者：65.6%、利用者：83.6%となっている。）
- 教育学部と全学教職センターが共催する形で、本学卒業生の現職教員を招いて学生たちと交流するシンポジウムを教育学部の教室単位で企画し、令和4年度は3教室が実施した。
- 全学教職センターアドバイザーボードにおける意見も踏まえ、高校生を対象とした公開講座の実施等により教職に関心のある入学者の拡大に努める。さらに、在学生向けにはカリキュラムの点検や教育インターンシップ等による学校現場体験の機会提供により教職課程履修断念者の減少を目指す。